

北海道・冬の安全プログラム



平成24年11月9日

北海道

北海道・冬の安全プログラム

[目次]

1	基本的な考え方	1
	(1) 「北海道・冬の安全プログラム」の策定について	1
	(2) 今夏の節電の状況	1
	(3) 冬の電力需要の特徴と課題	3
	(4) 今冬に向けた取組の基本方向	3
2	北海道電力による需給対策の徹底	4
3	各分野における節電の促進	6
	(1) 生活系	6
	(2) 産業系	9
	(3) 交通・インフラ系	12
4	道の節電「集中対策」	15
5	緊急時に備えた対応	16
	(1) 計画停電回避緊急調整プログラムの要請に向けた取組	16
	(2) 需給ひっ迫時の対応	17
	(3) 突発的な停電に備えた非常時体制の整備	18
6	冬の安全プログラムの推進に向けて	20
	資料1 北海道地域電力需給連絡会について	21
	資料2 北海道地域電力需給連絡会検討部会開催結果概要について	22
	資料3 今冬の電力需給対策について (平成24年11月2日 電力需給に関する検討会合/エネルギー・環境会議)	26

1 基本的な考え方

(1) 「北海道・冬の安全プログラム」の策定について

【国の電力需給対策について】 (H24. 11. 2 電力需給に関する検討会合/エネルギー・環境会議決定)

■全国（沖縄電力管内を除く）共通の要請

○発電所等の計画外停止が発生するリスクがあり、予断を許さない状況であることを踏まえ「数値目標を伴わない節電」を要請

○要請期間・時間

平成24年12月3日（月）～平成25年3月29日（金）の平日

（12月31日及び1月2日～4日を除く）

8：00～21：00（北海道電力及び九州電力管内）

9：00～21：00（その他の電力管内）

■北海道電力管内

○数値目標付きの節電要請

(i) 数値目標 大口需要家、小口需要家、家庭のそれぞれに対し、
平成22年度比▲7%以上の使用最大電力(kW)等の抑制を要請

(ii) 要請期間・時間帯

平成24年12月10日（月）～平成25年3月8日（金）の平日

（12月31日及び1月2日～4日を除く）

12月10日（月）～12月28日（金） 16：00～21：00

1月7日（月）～3月1日（金） 8：00～21：00

3月4日（月）～3月8日（金） 16：00～21：00

(iii) 基準電力 平成22年度(ii)の節電期間)における使用最大電力の値(kW)等を基準の目安

■計画停電回避緊急調整プログラム

計画停電を含む停電を回避するため、数値目標付の節電要請に加え、「計画停電回避緊急調整プログラム」を準備し、大規模な電源脱落等による需給ひっ迫時にこれを発動する。

■緊急時ネガワット入札等の仕組みの整備

冬の北海道では、各家庭、オフィスにおける暖房や円滑な交通物流のためのロードヒーティング、厳しい環境下における鉄道輸送など、電気を活用して暮らしの安全を確保しており、24時間を通して電力需要が高い中で、電力不足は、道民生活や交通、産業活動に関わる重大な影響が懸念される。

このため、道では、北海道地域電力需給連絡会（構成メンバーは資料1）に設けた「道路・交通」「医療・福祉」「農林水産業」「製造業」「商業・観光」の5つの分野の検討部会（資料2を参照）を通じて、節電に向けた課題や計画停電に関する懸念、想定される対応などについて検討してきた。

このたび、政府において、冬の北海道の厳しさに配慮し、計画停電を含む停電を回避するための多重的な対策が示されたところであり、道としては、こうした対策を、家庭や産業、交通・インフラなど、北海道が一丸となって取り組んでいけるよう、必要な取組について、「冬の安全プログラム」としてとりまとめる。

(2) 今夏の節電の状況

①今夏の取組状況

道では、厳しい電力需給が見込まれた今夏において、国からの7%以上の節電要請を踏まえ、北海道経済産業局との共催により、経済界・産業界等の関係団体を構成員とする北海道地域電力需給連絡会を開催し、効果的な節電の推進に向けて取り組んできた。

こうした中、道民や企業の皆様の取組により今夏の最大電力は、一昨年と比べ、気温の影響を除き、平均で43万kW、8.9%の減少となったところであり、北海道電力による供給力の上積みなどとあわせ、需給両面にわたる対策により、道民生活や産業活動に大きな影響をもたらす計画停電を回避できた。

主な節電の取組としては、まず、企業等に関しては、9月27日に開催した第3回北海道地域電力需給連絡会での報告によると、

- ・照明の間引きやこまめな消灯、点灯時間短縮、LEDへの切り替えなど照明に関すること
- ・空調温度の適正化や不在エリアの停止、扇風機への切り替えなど空調に関すること
- ・パソコン、コピー機等のこまめな電源オフや省電力モードの設定などOA機器の効率化に関すること
- ・機械の清掃の徹底による電気使用効率の向上
- ・作業機械等の稼働時間の変更(早朝・夜間、休日へのシフト)

などがあげられており、電気料金の低減や社会的なイメージの向上といった効果もあったとの声が寄せられた。

また、家庭における節電に関しては、道が実施したアンケート調査^{*}によると、9割が積極的もしくはできる限りの節電を行ったとしており、主な取組としては、

- ・照明などのスイッチをこまめに切った
- ・冷蔵庫の詰め込みすぎに注意した
- ・早寝早起きをこころがけなるべく電気の使用を抑えた

など、身近なところから節電に取り組まれたことが窺われ、家族の節電・省エネ意識が芽生えたことや電気料が下がったなどの効果を指摘する回答が寄せられている。

(^{*}アンケート調査：H24.9.20～同9.27の間、道が発行するメールマガジンの読者のうちアンケート送付に同意された方9,761人に対して行った調査。回答数934件。)

②今夏の節電における影響等

こうした節電の産業活動や暮らしへの影響については、企業等からは、様々な努力によって、生産、販売等へのマイナス影響を最小限に留めたとの声がある一方、

- ・節電設備や自家発電装置の導入などによるコストの増加
- ・作業の夜間シフトによる人件費の増加や従業員の健康への懸念
- ・温度設定や照明の暗さなどへの顧客からの不満

などの面で事業活動への影響を指摘する意見が出ており、今後に向けて、自家発電導入など企業等の取組への支援が求められるとともに、各企業等において、それぞれの事業の実情を踏まえたきめ細かな作業計画の検討や、従業員の健康への配慮、顧客に対する節電への理解等に向けた丁寧な対応が必要となっている。

また、家庭では、今夏は例年になく残暑が厳しかったことなどもあり、

- ・暑い日が続いて体調管理が大変だった
- ・電化製品の使用を抑えたので不便を感じた
- ・我慢することで精神的なストレスを感じた

などの問題点を指摘する声があり、冬場に向けては、健康にも十分に留意しながら、日常生活での様々な工夫を促せるよう節電に役立つ実践的な情報の提供などを強化していくことが重要となっている。

(3) 冬の電力需要の特徴と課題

①冬季の電力需要の特徴

本道においては、暖房や融雪等により冬季に電力需要のピークを迎え、一日を通じて高い需要が継続するなど、冬場の節電は夏以上に厳しい面がある。

特に、家庭用の電力が夏季より60%程度増加し、使用量全体の約45%を占める状況となっている。

また、冬場の北海道では、暖房を欠くことは生命の危険にもつながりかねないほか、鉄道のポイント切換えの凍結防止ヒーターや、車道、歩道、駐車場などのロードヒーティングなど交通や暮らしの安全を支える装置に多くの電力が使われている。

②冬季の取組の課題

ア) 一日を通じて高い需要

冬季は昼夜を通じて高い電力需要が続くことから、節電にあたっては、よりきめ細やかな対応が求められる。

特に、家庭においては、早朝、昼間、夕方、夜間など時間帯別の節電ポイントなど効果的な情報の提供が重要である。

また、企業等では、産業分野ごとの実情等を踏まえたきめ細かな節電対策が必要である。

イ) 暮らしと経済の安全確保

今夏は、道民や企業の理解と協力のもと節電に取り組み、計画停電を回避できたところであるが、積雪寒冷な本道においては、冬場は夏と状況が異なり、厳しく捉えていく必要がある。北海道地域電力需給連絡会では、「暖房・ロードヒーティングの停止は道民の安全や経済に大きな支障がある」「停電になれば安定的な鉄道運行が困難となり全道に影響する」「病院だけでなく自宅療養の場合も停電は生命の危険にもつながる恐れ」などの意見が出されている。

こうしたことを踏まえ、この冬に向けては、電力不足は生命・身体の安全に直結するとの危機感をもって、オール北海道で、できる限りの節電に取り組み、計画停電を含む停電を回避し、道民生活や産業活動の安全確保を図っていくことが必要である。

(4) 今冬に向けた取組の基本方向

◇オール北海道による取組で、計画停電を含む停電を回避し、道民生活と産業活動の安全を確保

①北海道電力による需給対策の徹底

北海道電力に対し、周辺市町村の理解と協力のもと、供給力の上積みと発電・送電設備の保守・保全の徹底などを要請する。

②家庭をはじめとした各分野での節電の促進

冬場の節電においては、使用電力量に大きなウェイトを占める家庭での節電の促進が重要である。

このため、夏の節電を通じて芽生えた省エネ意識をさらに高めるとともに、暖房や融雪といった電力抑制面での制約に対応していけるよう、時間帯別の節電ポイントや道民による節電事例など実践的な節電メニューを、道、市町村や企業、教育機関、町内会など、様々なチャネルを活用して、きめ細やかに道民に普及していく。

また、「ほっかいどう・省エネ3S（スリーエス）キャンペーンー冬の陣ー」を北海道地域電力需給連絡会と連携して展開しているところであり、企業、関係団体等の協力のもと、家庭における節電を奨励する取組を進める。

加えて、北海道地域電力需給連絡会の関係機関・団体と連携し、家庭や医療・福祉、教育などの生活系、農林水産業や製造業、商業、観光などの産業系、道路や交通機関などの交通・インフラ系といった分野ごとに、それぞれの実情に応じた出来る限りの節電を働きかけていく。

③緊急時に備えた対応

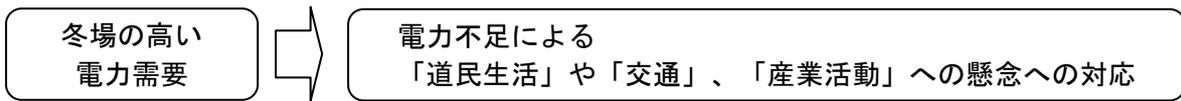
こうした対策を徹底した上で、なお、電力需給がひっ迫する事態（需給ひっ迫警報の発令）に備えて、「計画停電回避緊急調整プログラム」の準備や、全庁あげた対応に向けた体制の整備を行う。

2 北海道電力による需給対策の徹底

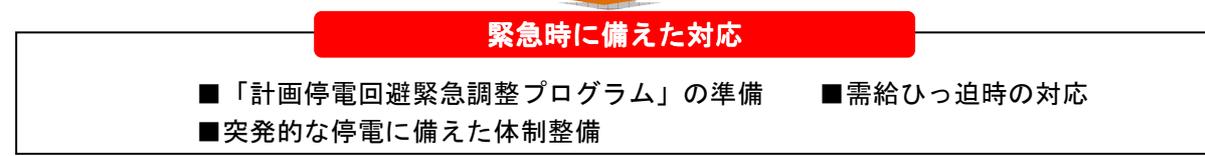
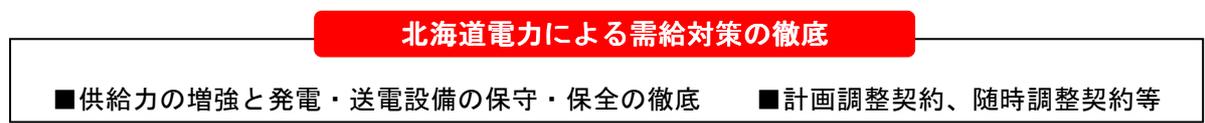
北海道電力では、緊急設置電源の追加導入や自家発余剰電力の拡大や火力発電設備の増出力運転により供給力の増強を図ってきているところであるが、引き続き、地域のご理解のもと、さらなる上積みに努めるとともに、発電設備や北本連系設備を含む送電設備の保守・保全を徹底的に行い、需給ひっ迫に至るリスクを低減するよう求めている。

加えて、高圧受電、特別高圧受電の顧客を対象として、予め計画的に電気の使用を抑制する計画調整契約や、需給がひっ迫した場合に電気の使用を控える随時調整契約、さらには、500kW未満の高圧受電の顧客を対象とした冬季需給調整実量特約の締結促進、アグリケータ(中小ビル・工場等の省エネを管理・支援する事業者)を活用した電力需要の削減などの対策について、引き続きその拡大に取り組むよう求めている。

「北海道・冬の安全プログラム」



「北海道・冬の安全プログラム」



オール北海道による取組で、計画停電を含む停電を回避し、道民生活と産業活動の安全を確保

3 各分野における節電の促進

オール北海道で今冬の厳しい電力需給を乗り切るため、日頃からの省エネ・節電の取組を前提としながら、国の節電要請に基づき、家庭をはじめとした各分野において、節電の徹底を促進していく。

(1) 生活系

(1) - 1 家庭

① 家庭における節電方策について

不要な照明の消灯、省エネ家電への買い替え、家電製品の使用方法の見直しなど、各家庭の実情に応じた節電が促進されるよう、様々なチャネルを活用した、きめ細やかな呼びかけを行う。

(家庭における取組例)

■照明 不要な照明の消灯徹底

■家電製品 より省エネ効果の高い製品への買い換え、家電製品の使い方等の工夫

- ・テレビ～視聴時間短縮、照度調節、電源を切る
- ・冷蔵庫～設置場所の見直し（壁や暖房機器との距離）、扉の開閉回数削減、扉の開放時間の短縮、ものを詰め込みすぎない、設定温度調節
- ・洗濯機～洗濯回数の削減（まとめて洗う）
- ・電気炊飯器～保温をしない（残った分は冷凍庫で保管）
- ・掃除機～使用回数・時間の削減、弱での使用、集塵パックの取り替え
- ・パソコン～使用時間の短縮、照度の調節、電源を切る
- ・ドライヤー～使用時間の短縮（よくタオルドライしてから）
- ・アイロン～使用時間短縮（つけっぱなしにしない）
- ・電気便座～フタを閉める、設定温度調節

■生活の知恵、ライフスタイルの転換

暖かい服装、体が温まる飲料や食事（鍋物、生姜など）、湯たんぽの活用、家族団欒（ひと部屋に集まって過ごす）、ウォームシェア（店舗や公共施設など1か所に集まって過ごす）、早く就寝する。

【冬の時間帯別節電のイメージ】

- 早 朝 ご飯は1日分をまとめて炊く。
- 午前中 洗濯は2日に1回のまとめ洗い。時計代わりにテレビはスイッチオフ。
昼食の調理は極力ガスで。
- 午 後 家事が一段落したら、図書館へ出かけ、家庭の電気を節約。
家に帰ってからはストレッチ運動で体の芯からぽかぽか。
- 夜 間 夕食は体が温まる鍋物を。入浴は時間を空けずに順番に。
- 就 寝 早めの就寝。寝室は暖色系のカラーコーディネートで体感温度を上昇。

※このイメージは、道がホームページ上に設置した募集サイトに実際に投稿があった内容などをもとに作成しました。

●節電アイデア募集サイト

「北海道 節電みんなの知恵ぶくら」

節電みんなの知恵ぶくら

検索

<http://setsuden-hokkaido.jp/idea.html>



②家庭における節電の取組の促進にあたって

ア 道の啓発活動

(i) ポスター、リーフレットの作成・配布

道が作成するポスターについては、夏と同様に道内のスーパーや金融機関への掲出を依頼するとともに、道有施設や市町村の庁舎等などに掲出する。

また、広報誌ほっかいどうにおいて節電の特集を掲載するほか、道民から寄せられた節電のアイデアをモチーフとした「冬の時間帯別節電イメージ（仮称）」リーフレットを作成し、札幌駅前通地下歩行空間や各家庭への直接配布などにより、家庭における節電の取組を呼びかける。

(ii) 各種広報媒体を活用した呼びかけ

道政広報テレビ番組や広報誌、民放テレビ番組の広告スペースを活用した節電の呼びかけを行う。

(iii) 「ほっかいどう・省エネ3S（スリーエス）キャンペーンー冬の陣ー」の展開

道民の省エネ行動を促すための取組として、「ほっかいどう・省エネ3S（スリーエス）キャンペーンー冬の陣ー」を展開する。

○『Save（節約）』、『Select（選択）』、『Shift（転換）』の3つの『S』の視点により、ライフスタイルやビジネススタイルを低炭素型のものに見直すというコンセプトで、道民の省エネ行動を促すためのキャンペーン。

- ・ホームページ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/3s_campaign.htm

〈「省エネアクションチャレンジ」の実施〉

キャンペーンの一環として、道内在住で、家庭の電気またはガスの使用量を前年同月より削減された方にプレゼントを付与する取組を実施する。

〈家庭における電力の「見える化」の促進〉

道内の自治体等と連携し、省エネや環境配慮活動を実施するモニター世帯を募集し、家庭における電力使用量の「見える化」が可能な電力測定器を貸し出し、ライフスタイルの見直しや新たな環境配慮活動の実践を促す。

イ 「北海道地域電力需給連絡会」としての家庭の節電を応援する取組

政府の「節電アクション」の統一ロゴの活用や、道が実施する「ほっかいどう・省エネ3Sキャンペーンー冬の陣ー『省エネアクションチャレンジ』」に協力する形で北海道電力需給連絡会として「節電特別賞」を設け、家庭の節電の取組を奨励する。



「節電アクション」のロゴ

政府の節電のホームページ「節電 go. jp」 <http://setsuden.go.jp/>

ウ 様々なチャネルを活用した節電の呼びかけ

(i) 道民だれしも家に帰れば家庭人

北海道地域電力需給連絡会の構成メンバーが実施する社員や従業員、職員への啓発運動や節電グッズの販売強化、節電に対する商品券やポイント付与、まち中拠点やコミュニティ施設、各店舗などで楽しみながら時間を過ごせるイベントの実施などを通じた、様々な工夫による家庭人への節電の呼びかけを実施する。

(ii) 町内会、教育関係機関との連携

道としても、(一社)北海道町内会連合会が発行する広報誌と連携し節電を呼びかけるコーナーを設けることにより、地域コミュニティを通じた家庭への節電の呼びかけを行うとともに、道内公立学校の全児童生徒の保護者を対象として発行する広報誌「教育ほっかいどう家庭版ほっとネット」を活用し、子育て世代の家庭に対する節電の呼びかけを行う。

(1) - 2 医療・福祉分野

節電方策

医療機関や社会福祉施設については、事務・管理部門等において、外来診療、入院・入所者の医療・療養上の機能維持に支障のない範囲での節電の取組、また、高齢者や障がいのある方々、在宅医療を受けている方々などについては、それぞれの事情のもと、無理のない範囲での節電の取組を呼びかける。

(1) - 3 教育分野

節電方策

道教委本庁、各教育局、道立学校等において節電対策に取り組むとともに、各市町村教育委員会及び私立学校設置者に適切な取組を働きかける。

なお、取組にあたっては、校長会等、教育関係団体との連携を図る。

(取組例)

- ・教育活動に支障のない範囲での消灯を徹底
- ・未使用機器の電源オフの徹底
- ・職員会議やホームルームで節電への取組を周知
- ・厨房機器（冷蔵庫・冷凍庫）の節電

(1) - 4 警察分野

節電方策

北海道警察本部の本部庁舎や各警察署庁舎において節電対策に取り組む。

(取組例)

- ・昼休み、勤務員のいないエリア等の消灯、廊下においては歩行等に支障のない範囲で間引き消灯を徹底
- ・室温を20℃に設定、空調運転出力の抑制
- ・エレベーターの時間帯による間引き運行
- ・給湯設備の制御
- ・エアタオルの停止
- ・敷地内は人による除雪を励行し、ロードヒーティングによる融雪を制限
- ・暖房用温水ポンプの稼働台数を制限
- ・パソコン、コピー機等OA機器の適切な節電管理
- ・冷蔵庫の温度設定見直し、電気ポット等の最低限の使用、退庁時プラグを抜くなど徹底
- ・職員に対し、家庭など職場外における節電を励行するよう指示

(2) 産業系

(2) - 1 農業分野

(2) - 1 - 1 酪農・畜産

節電方策

営農技術対策等により生産農家へ節電の取組の呼びかけを行う。
なお、呼びかけにあたっては、JA北海道中央会等と連携を図っていく。

(取組例)

- ・稼働させる機器の時間帯を分散させ電力使用を抑制
- ・電気を使用する農業用機器を定期的に清掃し、運転効率を高める
- ・換気施設等は、可能であればインバーター制御や送風効率の高いものに変更
- ・施設内の照明機器は、可能であればLED式や高効率蛍光灯などの省エネタイプに交換など

(2) - 1 - 2 園芸、集出荷施設

節電方策

営農技術対策等により生産農家へ節電の取組の呼びかけを行う。

なお、呼びかけにあたっては、J A北海道中央会と連携を図っていく。

(取組例)

- ・長時間使用しない農業機器等の電源オフ
- ・電気を使用する農業用機器を定期的に清掃し、運転効率を高める
- ・換気施設等は、可能であればインバーター制御や、送風効率の高いものに変更
- ・施設内の照明器具を、可能であればLED式や高効率蛍光灯などの省エネタイプに交換など

(2) - 1 - 3 農地防災ダム

節電方策

農地防災ダムの施設内、施設外を含め必要最小限の点灯など、ダムの水象等の監視業務とは直接関係しない電気使用量を必要最小限とし節電に努める。

また、同様の取組について、市町村に対しても呼びかけを実施する。

(2) - 1 - 4 農業集落排水施設

節電方策

農業集落排水施設管理者に、汚水処理施設内外の照明について必要最小限の点灯や換気装置の間欠運転など汚水処理に影響のない範囲での節電の取組を呼びかける。

(2) - 2 林業・木材産業分野

節電方策

振興局や関係団体を通じ、木材加工業者等に道産木材・木製品等の安定供給に影響が生じない範囲での節電の取組を呼びかける。

(取組例)

- ・事務室、工場、倉庫などにおける使用していない電気設備の電源オフの徹底
- ・事務室の空調設備、照明、OA機器における省電力モードの設定
- ・事務室、工場、倉庫などの照明器具のLED化や高効率蛍光灯への交換
- ・電気機器類の定期的なメンテナンスの実施による運転効率の向上
- ・木材加工施設の生産ラインについては、稼働ロスを少なくし、より効率的に製品の生産が出来るよう生産ラインの点検を行う など

(2) - 3 水産分野

節電方策

振興局や関係団体を通じ、漁業協同組合や水産加工業者等に道産水産物・水産加工品などの食品の品質維持、安全・安心の確保に影響が生じない範囲での節電の取組を呼びかける。

(取組例)

- ・事務室、工場、倉庫などにおける使用していない電気設備の電源オフの徹底
- ・事務室の空調設備、照明、OA機器における省電力モードの設定

- ・事務室、工場、倉庫などの照明器具のLED化や高効率蛍光灯への交換
- ・電気機器類の定期的なメンテナンスの実施による運転効率の向上
- ・冷凍庫内の在庫管理をしっかりと行うとともに、温度設定に当たっては、外気温等も考慮しながら、過度な低温とならないよう温度管理を行う など

(2) - 4 製造業分野

節電方策

振興局や関係団体を通じ、企業等に節電の取組を呼びかける。

(取組例)

- ・エネルギー監視システム等の導入
- ・コンプレッサー圧力の見直し
- ・高効率冷凍機・コンプレッサー等の導入
- ・使用していないエリアの消灯、蛍光灯の間引き
- ・従来型蛍光灯を高効率蛍光灯やLED照明に交換
- ・不要または待機状態にある電機設備の電源オフ（帰宅時に完全停止）
- ・冷蔵庫・エアコン等の設定温度の調整
- ・天井・壁・窓等の断熱対策 など

(2) - 5 商業分野

節電方策

振興局や関係団体を通じ、事業者等に節電の取組を呼びかける。

(取組例)

- ・不要な電気のコマメな消灯
- ・OA機器の待機電力の削減
- ・店内基本照明、演出照明等の間引き
- ・事務室等の空調設定温度見直しや照明の削減
- ・LED照明など省エネ機械器具への交換
- ・冷凍、冷蔵ショーケースの一部消灯
- ・エスカレーター、エレベーターの一部運行停止
- ・冷蔵庫の開け閉め回数の抑制、冷凍・冷蔵設備の清掃 など

(2) - 6 観光分野

(2) - 6 - 1 宿泊業

節電方策

振興局や関係団体を通じ、関連事業者等に節電の取組を呼びかける。

(取組例)

- ・照明のLED化
- ・客室以外の減灯

- ・エレベーター運転台数の削減 など

(2) - 6 - 2 スキー場

節電方策

振興局や関係団体等を通じ、関連事業者に節電の取組を呼びかける。

(取組例)

- ・休憩所など周辺施設の節電
- ・予備電源等の活用
- ・スキー客等の状況に応じたナイター営業の時間、リフト運転本数の見直し など

(2) - 6 - 3 観光イベント

節電方策

振興局や関係団体を通じ、関連事業者に節電の取組を呼びかける。

(取組例)

- ・照明のLED化
- ・予備電源による開催
- ・イベント内容、規模等に応じて可能な限りの節電 など

(2) - 7 金融サービス分野

節電方策

振興局や関係団体を通じ、金融機関に節電の取組を呼びかける。

(取組例)

- ・執務室照明の減灯
- ・ロビー照明の15時以降消灯
- ・離席時のパソコンオフ
- ・ウォームビズと室温設定の調節 など

(3) 交通・インフラ系

(3) - 1 道路

(3) - 1 - 1 道路照明

節電方策

各道路管理者において夏期にも実施した部分消灯などを継続して実施するとともに、休憩施設などの暖房や照明などについても利便性に配慮しながら可能な範囲で対応する。

(3) - 1 - 2 ロードヒーティング

節電方策

これまで勾配の緩やかな箇所などの休止を進めてきており、さらなる休止については、各道路管理者において道路交通の安全の確保を第一に考えながら可能な範囲で対応する。

(3) - 2 消防

節電方策

各消防本部に節電の取組を呼びかける。

(取組例)

- ・ 執務室照明の減灯
- ・ パソコンの省電力機能の活用
- ・ O A 機器等の待機電力の削減等
- ・ その他電気製品（家電製品）の使用抑制 など

(3) - 3 地域交通

(3) - 3 - 1 バス

節電方策

振興局や関係団体を通じ、関連事業者に節電の取組を呼びかける。

(取組例)

- ・ 営業所、作業スペース等での照明の減灯
- ・ 照明器具の L E D 化
- ・ 事務所休憩時間の消灯
- ・ ノー残業デーの実施
- ・ ウォームビズの実施 など

(3) - 3 - 2 鉄道

節電方策

事業者等に、鉄道運行の維持に支障が生じない範囲での節電の取組を呼びかける。

(取組例)

- ・ コンコース等照明の減灯
- ・ 電車内の照明の減灯
- ・ オフィスや事業所等での照明の減灯 など

(3) - 4 空港・海上輸送

節電方策

各施設管理者に、旅客輸送に支障のない範囲での庁舎等の照明の間引き、電気機器等の節電などの取組を呼びかける。

(3) - 5 河川

節電方策

河川管理施設は通常無人であることを考慮し、機器の動作に影響を及ぼさない範囲で暖房温度の低減を図るなど、管理施設の節電に努める。

(3) - 6 港湾

節電方策

各管理者に、管理庁舎等の照明の間引き、電気機器等の節電、機器類の効率的な利用、施設の照明の一部消灯、融雪剤の散布等などの取組を呼びかける。

(3) - 7 上水道

節電方策

水道事業者に、水道水の供給に影響のない範囲での設備や空調等の運転調整などの取組を呼びかける。

(3) - 8 下水道

節電方策

下水道管理者に、下水処理に影響のない範囲での施設内外の照明の減灯など施設の節電の取組を呼びかける。

(3) - 9 道営住宅

節電方策

各種広報媒体を活用し入居者への節電を呼びかける。

(3) - 10 道立公園等

節電方策

各施設の指定管理者に、執務室の節電及び施設利用者への節電啓発について呼びかける。

(3) - 1 1 通信

節電方策

事業者に、通信サービスに支障のない範囲での空調機の温度調節や電気機器等の節電などの取組を呼びかける。

(3) - 1 2 廃棄物処理

節電方策

一般廃棄物処理施設設置者に、廃棄物処理に支障がない範囲での不要な照明の消灯、機器・設備の停止などの取組を呼びかける。

(3) - 1 3 各種行政サービス

節電方策

不要箇所の照明の減灯、パソコン等OA機器の省電力機能の活用、エレベーター稼働台数の削減等夏場において効果があったと考えられる取組について冬期において再度周知徹底を図り節電に取り組む。

(3) - 1 4 災害・危機対応

節電方策

本庁舎等の災害拠点施設において災害対応に支障が生じない範囲で次の節電の取組を実施する。

(取組例)

- ・ 執務室照明の減灯
- ・ パソコンの省電力機能の活用
- ・ OA機器等の待機電力の削減等
- ・ その他電気製品（家電製品）の使用抑制

4 道の節電「集中対策」

○冬の節電「集中対策」の実施

道も電力使用者のひとりとして、一昨年比で最大電力で7パーセント以上の節電を目標に取り組む。

そのため、夏の取組を踏まえて、執務室内や廊下の消灯、OA機器の省電力機能の活用、自動

販売機の節電など、夏に効果のあった取組で冬も引き続き実施が可能なものの徹底を図るとともに、日没の早まりや暖房など、冬特有の状況に対応するため、ウォームビズはもとより、夕方以降の不必要な照明の消灯徹底、エレベーターや空調設備の運用方法の工夫などに関し、職場環境や職員、来庁者の負担に配慮しながら、部門ごとに計画を策定し、全庁あげて取り組む。

【夏の取組のうち主なもの(効果があったと考えられる取組)】

区 分	取組内容
照 明 関 係	【執務室内】設置本数の1/4～1/2程度の消灯（執務室環境によっては半分以上を消灯） 【廊 下】歩行に支障のない範囲で減灯
O A 機 器 関 係	プリンタ等の集約、PC等省電力機能の活用、待機電力の削減
空 調 関 係	ピーク予想時間帯を避けた運転、複数ある空調設備の稼働調整
自 動 販 売 機	冷却運転時間の調整、ディスプレイ照明の消灯
そ の 他	・デマンド監視装置を活用した電力消費の制御 ・自動ドアの開放固定 ・エレベーター部休止 ・防犯に支障のない範囲で外灯消灯 ・システム端末機の使用台数の抑制 ・職場で電気ポットを使用しない日の設定 ・長期休業期間中の給湯ボイラー停止、電気製品の主電源のOFF など

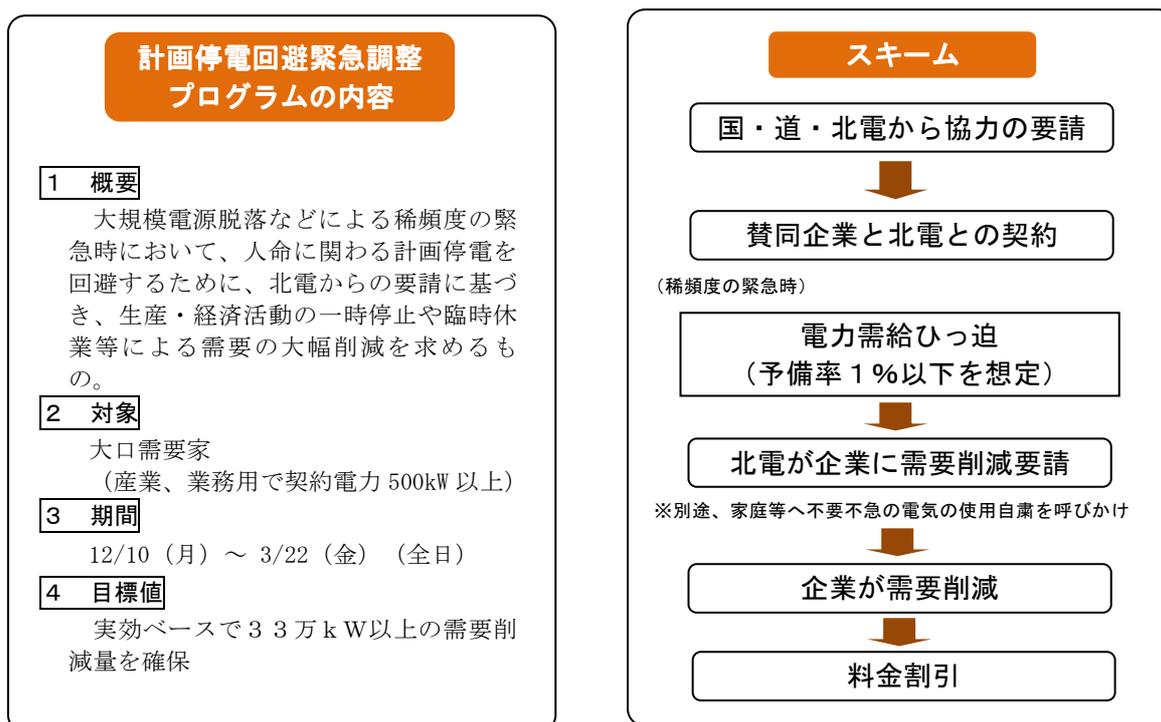
5 緊急時に備えた対応

(1) 計画停電回避緊急調整プログラムの要請に向けた取組

冬の北海道において、計画停電を含む停電は、道民の生命・安全に直結する。また、その可能性自体が、主力産業である観光業や今後の企業誘致に悪影響を及ぼす可能性がある。このため、今冬の需給対策では、計画停電を含む停電を回避するため、「計画停電回避緊急調整プログラム」を準備し、大規模な電源脱落等による需給ひっ迫時にこれを発動することとしている。

道では、国、北海道電力とともに、北海道地域電力需給連絡会と連携のもと、北海道電力管内の大口需要家に対し、計画停電回避緊急調整プログラムの締結を要請する。

また、過去最大級を上回る電源脱落の発生に備えた緊急時ネガワット入札等の仕組みの早急な整備を北海道電力に求める。



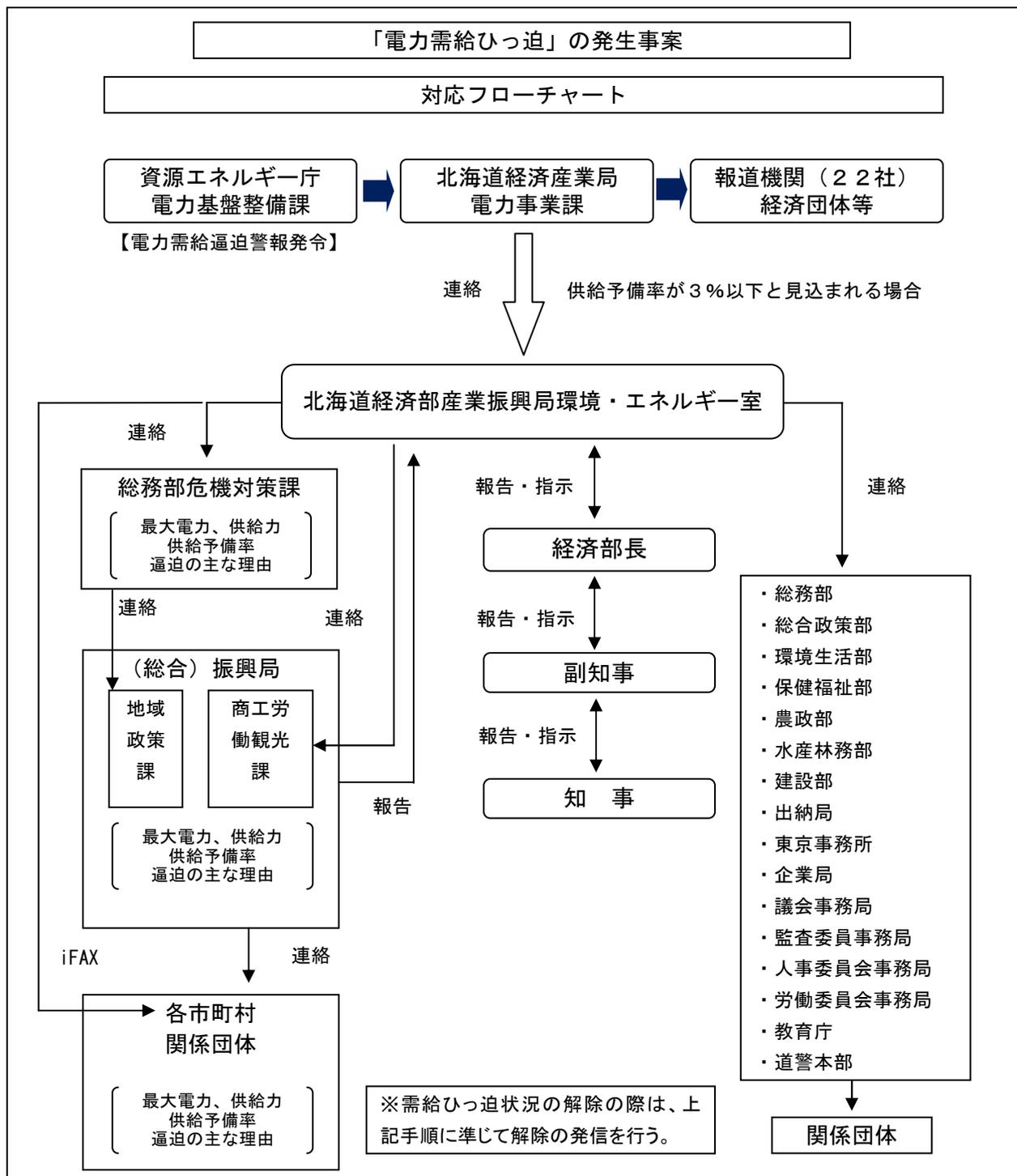
(2) 需給ひっ迫時の対応

電力需給がひっ迫する可能性がある場合（翌日の供給予備率が3%以下と見込まれる場合）、国から発せられる「電力需給ひっ迫警報」を踏まえて、道として、一段の節電対応を実施するとともに、市町村等への通知などを行う。

○市町村等への周知・連絡及び住民等への更なる節電対応

以下のとおり周知を図るとともに、さらに一段の節電の取組を要請する。

- ・行政防災無線FAX等により、市町村に速やかに情報発信。
- ・地域の住民や団体などに、市町村の協力を得て、更なる節電を呼びかける。
- ・節電・停電対策本部を通じ、速やかに各部へ伝達。
- ・各部において、予めリスト化した関係機関・団体へ周知。
- ・北海道経済産業局と連携し、ホームページなどを通じて広く情報提供。



(3) 突発的な停電に備えた非常時体制の整備

※ 突発的な停電：電力供給減による停電事態

○危機管理（個別）マニュアル「大規模停電事態」を基本とした対応

「計画停電回避緊急調整プログラム」が発動され、突発的な大規模停電の発生など不測の事態が予想される場合は、「大規模停電事態」マニュアルを基本として、なく庁内体制を構築するとともに、関係機関と連携し必要な応急対策を実施する。

※危機管理（個別）マニュアル「大規模停電事態」

道における危機管理の基本となる「北海道危機管理マニュアル」（平成 15 年 3 月策定、平成 23 年 1 月二次改訂）の各部局が作成する危機管理（個別）マニュアルの一つとして、平成 24 年 9 月に大規模停電事態に対する汎用的なマニュアルとして作成したもの

【道の体制】

- ※ ・配備体制、対策組織は、北海道地域防災計画(第3章防災組織)に準じた防災組織、配備体制とする。
- ・各配備期間中は「節電・停電対策本部」と情報共有・連携する。

第1段階 情報連絡体制 ～ 第1非常配備

[配備時期]

- ・「計画停電回避緊急調整プログラム」が発動されたとき。

第2段階 「大規模停電災害対策連絡本部」設置 ～ 第2非常配備

[設置基準]

- ・大規模停電の発生が予想されるとき。

第3段階 「大規模停電災害対策本部」設置 ～ 第3非常配備

[設置基準]

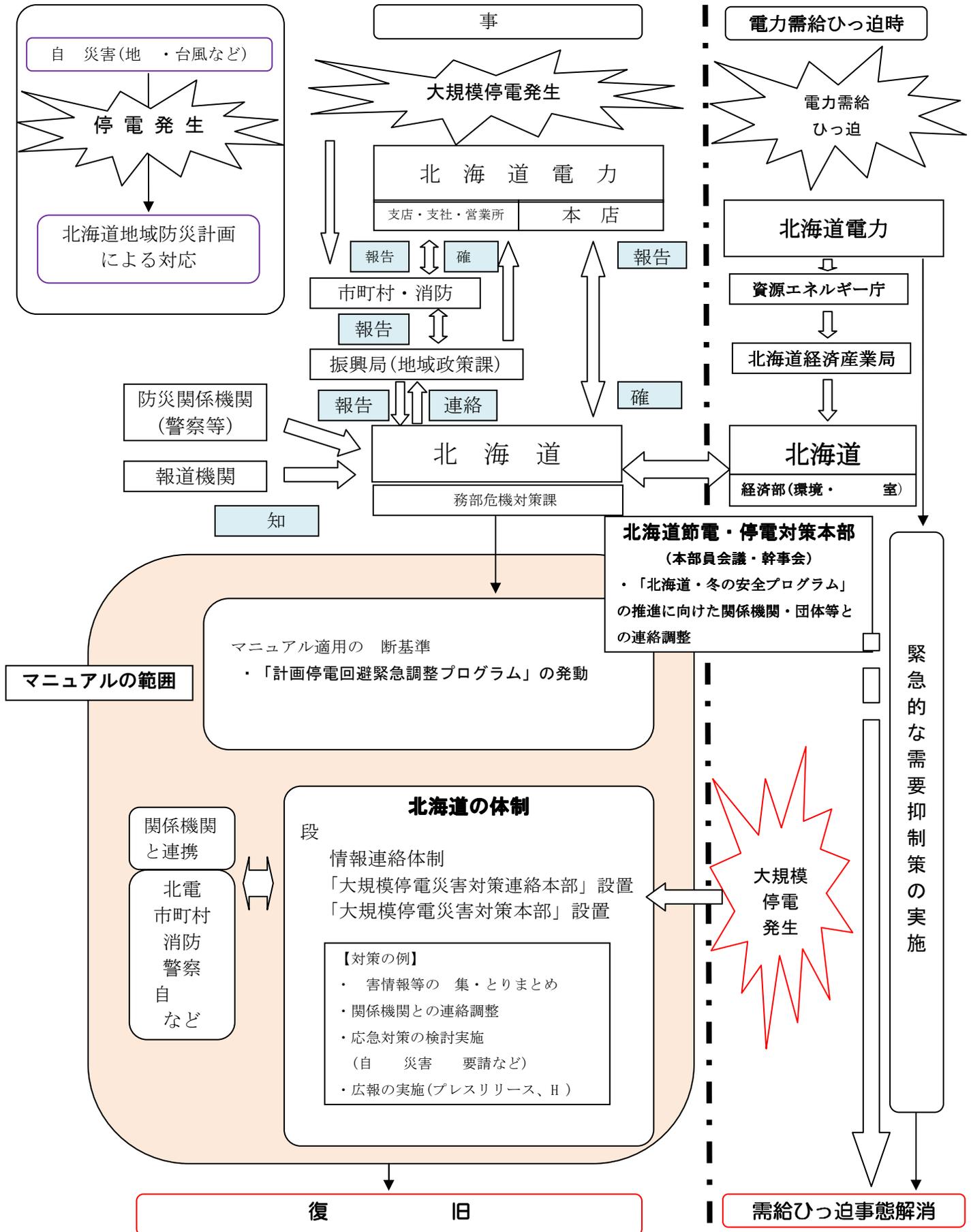
- ・大規模停電により、人命の救助・救出案件が発生し、交通、通信網などへの影響が拡大し長期化が予想される時。

【応急対策の実施】

- ・的確な情報収集と防災関係機関への通報
- ・防災関係機関への協力要請
- ・自衛隊の災害派遣要請（必要に応じて）
- ・民間防災協定締結機関への協力要請

口道の対応フロー

突発的な停電に備えた非常時体制の対応フローチャート



6 冬の安全プログラムの推進に向けて

(1) オール北海道の推進体制

①北海道地域電力需給連絡会

オール北海道による取組の推進に向けて、経済・産業・消費者関係団体や医療・福祉団体、北海道電力、道警、自衛隊、市長会、町村会などが参画する「北海道地域電力需給連絡会」を通じ、本道における電力需給に関する情報共有化や、分野ごとの実情を踏まえた効果的な節電の検討を行うとともに、需給ひっ迫時における連絡体制の確保を図っていく。

また、各団体等の取組など相互の情報交換を行うとともに、道内の団体、企業等が実施する家庭の節電促進に関するキャンペーンについて、「節電アクション」の統一ロゴ使用による統一行動を促進し、北海道が一丸となった取組としての一体感の醸成とキャンペーンの認知度の向上を図る。

②地域の連絡会

14の総合振興局・振興局ごとに、市町村、関係団体が参画する地域の連絡会を開催し、北海道地域電力需給連絡会での議論等の情報を共有するとともに、地域における課題等に関する意見交換を行い、節電に向けた取組の地域への浸透を図っていく。

③「北海道・冬の安全プログラム」の推進に向けた全庁あげた対応

知事を本部長とした道の節電対策の推進体制である「北海道節電対策推進本部」に計画停電を含めた停電の回避に向けた取組を位置づけ、新たに「北海道節電・停電対策本部」（以下「節電・停電対策本部」という。）として設置し、「北海道・冬の安全プログラム」の推進に向けて全庁をあげて取り組む体制を整備する。

○ 節電・停電対策本部の主な役割

- ① 道における節電の取組の企画及び推進、施策の総合調整
- ② 「北海道・冬の安全プログラム」の推進に向けた関係機関・団体等との連絡調整

○節電・停電対策本部

本部長	知事
副本部長	副知事
本 部 員	総務部長、総合政策部長、環境生活部長、保健福祉部長、経済部長、農政部長、水産林務部長、建設部長、会計管理者兼出納局長、総務部職員監、総務部危機管理監、総合政策部知事室長、総合政策部地域振興監、経済部観光振興監、経済部食産業振興監、農政部食の安全推進監、空知総合振興局長、石狩振興局長、後志総合振興局長、胆振総合振興局長、日高振興局長、渡島総合振興局長、檜山振興局長、上川総合振興局長、留萌振興局長、宗谷総合振興局長、オホーツク総合振興局長、十勝総合振興局長、釧路総合振興局長、根室振興局長、東京事務所長、企業局長、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、教育庁教育次長、警察本部総務部長

(2) 市町村の取組の促進

地域における節電を促進していくため、地域の連絡会などを通じて、市町村自らの節電を呼び掛けるとともに、広報紙や様々な行事などの機会を捉えた地域の住民や事業者に対する節電の啓発、万が一の停電事態に備え、住民が自主的に一時避難できる施設の確保など、住民の安全確保対策の推進について協力を求めていく。

(3) 国及び関係機関への要請

北本連系設備を含めた電力施設の警戒強化や緊急対応など、北海道警察本部、北海道運輸局、自衛隊などそれぞれの関係する機関に要請する。

資料1

北海道地域電力需給連絡会について

1 設置目的

北海道経済産業局及び北海道は、北海道内において電力不足が懸念されることから、節電対策を関係機関との連携により推進するため、「北海道地域電力需給連絡会」を設置する。

2 主な活動

- (1) 北海道内の電力需給見通しを情報共有し、節電対策を行う。
- (2) 電力需給逼迫時の連絡体制を構築し、緊急時の節電対応を行う。
- (3) 効果的な節電方策について意見交換する。

3. 構成機関

北海道経済連合会	(一社) 北海道消費者協会
(社) 北海道商工会議所連合会	北海道農業協同組合中央会
北海道商工会連合会	北海道漁業協同組合連合会
北海道中小企業団体中央会	北海道森林組合連合会
北海道商店街振興組合連合会	(一社) 北海道建設業協会
(一社) 北海道中小企業家同友会	(一社) 北海道信用金庫協会
(社) 北海道機械工業会	(社) 北海道信用組合協会
北海道百貨店協会	(社) 北海道医師会
北海道スーパーマーケット協会	(社福) 北海道社会福祉協議会
日本チェーンストア協会北海道支部	北海道石油業協同組合連合会
(一社) 日本フランチャイズチェーン協会CVS部会	北海道電力(株)
(社) 北海道観光振興機構	

[オブザーバー]

北海道財務局	札幌市
北海道厚生局	北海道教育委員会
北海道農政事務所	北海道警察本部
北海道森林管理局	北海道市長会
北海道漁業調整事務所	北海道町村会
北海道運輸局	日本労働組合総連合会北海道連合会
北海道開発局	(一社) 北海道町内会連合会
北海道地方環境事務所	(社) 北海道マンション管理組合連合会
陸上自衛隊北部方面総監部	(株) 日本政策投資銀行北海道支店

[主催]

北海道経済産業局
北海道

(平成24年10月26日現在 43機関)

資料2

北海道地域電力需給連絡会 検討部会 開催結果概要について

□趣旨

この冬の電力需給は厳しい状況が見込まれているが、本道においては、暖房や融雪等により冬期に電力需要のピークを迎え、一日を通じて高い需要が継続するなど、冬の節電は夏以上に厳しい面がある。

このため、北海道地域電力需給連絡会での協議にあわせ、関係団体等による検討部会を設け、住民の暮らしの安全確保や産業分野の影響緩和などに関する取組等を検討する。

□構成等

部 会	開 催 月 日	参 加 機 関 ・ 団 体
道路・交通	第1回 10.16 第2回 10.23	【構成メンバー】東日本高速道路(株)、北海道旅客鉄道(株)、北海道警察本部、北海道開発局、札幌市建設局、札幌市消防局、北海道建設部 【オブザーバー】北海道運輸局、北海道経済産業局、陸上自衛隊北部方面総監部 [道関係部] 総務部、総合政策部、建設部、経済部
医療・福祉	第1回 10.16 第2回 10.23	【構成メンバー】(社)北海道医師会、(社福)北海道社会福祉協議会、(財)北海道難病連、(一社)北海道消費者協会、札幌市消防局 【オブザーバー】北海道厚生局、北海道経済産業局 [道関係部] 総務部、環境生活部、保健福祉部、北海道教育庁、経済部
農林水産業	第1回 10.15 第2回 10.22	【構成メンバー】北海道農業協同組合中央会、北海道漁業協同組合連合会、北海道森林組合連合会、北海道木材産業協同組合連合会 【オブザーバー】北海道農政事務所、北海道森林管理局、北海道漁業調整事務所 北海道経済産業局 [道関係部] 農政部、水産林務部、経済部
製造業	第1回 10.15 第2回 10.22	【構成メンバー】北海道経済連合会、(社)北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会、北海道中小企業団体中央会、(社)北海道機械工業会、(社)北海道食品産業協議会 【オブザーバー】北海道経済産業局 [道関係部] 経済部
商業・観光	第1回 10.15 第2回 10.22	【構成メンバー】(社)北海道観光振興機構、北海道百貨店協会、北海道スーパーマーケット協会、日本チェーンストア協会北海道支部、(一社)日本フランチャイズチェーン協会CVS部会(第2回から参画)、北海道商店街振興組合連合会、北海道商工会連合会、北海道中小企業団体中央会、北海道ホテル旅館生活衛生同業組合、北海道索道協会、(社)札幌観光協会 【オブザーバー】北海道運輸局、北海道経済産業局、札幌市観光文化局 [道関係部] 環境生活部、経済部

第1回検討部会：参加機関・団体から節電や計画停電の課題・対応策などを提起

【道路・交通部会】

- ・道路照明やトンネル、地下横断歩道照明等の消灯及びロードヒーティングの稼働停止による交通安全への影響が懸念。
- ・冬期特有の増加要素として、線路の切替部品の雪や氷を融かす電気融雪器の動作などから夏期に比較して1.8倍の消費となる。
- ・信号機減灯による交通事故や渋滞の発生、信号機の故障が懸念。
- ・冬期は日暮れが早まるため、照明を消灯することにより薄暮時の交通事故が懸念。

【医療・福祉部会】

- ・暖房の停止に伴う医療・福祉施設利用者、在宅の虚弱高齢者や障害者への影響が懸念。
- ・医療機器（喀痰吸引、酸素・人工呼吸器等）を使用する医療・社会福祉施設、在宅の高齢者・障害者への影響が懸念。
- ・節電による入浴、食事等の福祉サービスの低下や感染症発症への影響が懸念。
- ・透析医療は、週3回、1回あたり4～5時間の長時間の治療を繰り返し、治療計画、患者の生活管理、透析液の作成、保温維持・管理に重大な影響を及ぼす。

【農林水産部会】

- ・酪農は通年的に搾乳作業を行うことから、一時的であれ停電することは絶対に回避しなければならない。
- ・製糖工場、乳業工場、選果施設（長いも等）は、冬期間も操業しており、計画停電時は相当な支障が生じることが懸念。
- ・製材品の殆どは受注生産による本州向けの梱包・パレット資材であり、納材期限に影響が出ることを懸念。

【製造業部会】

- ・停電時間のほかに製造ラインの点検作業等が発生するため前後の時間も必要となり1日が無駄になる。
- ・24時間操業していることから、計画停電による生産量の減少や生産ができなくなる。
- ・節電による温度管理等の低下により、食品の品質管理に問題が生じる懸念。
- ・生産拠点の道外シフトが発生する懸念。

【商業・観光部会】

- ・生鮮食料品等の温度変化による品質悪化の影響と、それを最小限にするためのレンタル冷蔵、冷凍庫手配による経費増。
- ・計画停電により冬のイベントがこれまでの内容で実施できない事態となると観光客の減少を招く。
- ・夜間に停電になると食事や風呂などで宿泊客のケガや事故の発生の恐れがある
- ・節電グッズやウォームビズ商品の充実。ライフスタイルの変革を促すウォームシェアの周知の取組の推進。
- ・広報による啓蒙活動、節電取組をした消費者へのスタンプカード等のポイント付加による支援等の取組を推進。

第2回検討部会：節電方策や計画停電が実施された場合の懸念される事項への対応方向の検討

【道路・交通部会】

(1) 節電

- ・今夏に取り組んだ駅コンコースや一部電車の照明の減灯や、オフィス・事業所等できめ細やかな節電を継続するほか、公共交通機関として、お客様の利便に配慮した上で、どのような対策が可能か検討。
- ・節電目標が示された場合には、道路照明などでは夏季にも実施した部分照明などを継続して実施。

(2) 計画停電

- ・JRの一部区間において運行管理に必要な装置等の電源が確保できない場合には、お客様の安全確保のため列車の運行計画の変更について検討。
- ・ロードヒーティング停止による路面凍結が懸念されることから、凍結防止剤や防滑剤の散布による路面管理を行うとともに、注意喚起のため看板の設置や交通誘導員の配置、計画停電時に備え各種メディア等を活用した広報を実施。
- ・自動起動型信号機電源付加装置や可搬式発電機による減灯対策ができない場合は、手信号で交通整理を実施するが、気候や天候状況などにより夏期の2倍の人員が必要で主要交差点の重点配置となる。
- ・計画停電時には、家庭の固定電話等が一部使用不能になることが想定され、各消防署・消防出張所に設置の緊急通報電話や携帯電話の利用など停電時でも緊急通報可能な方法について、住民へ広報する。
- ・自動起動型信号機電源付加装置が設置されている場合は、停電時正常に作動するよう事前点検し、燃料の補給体制等を確保。

【医療・福祉部会】

(1) 節電

- ・管理部門など入院・入所者に直接影響のない部門による、機能維持に支障がない範囲での実施。
- ・在宅高齢者や障がい者、在宅医療を受けている者は、それぞれの事情のもと無理のない範囲で実施。

(2) 計画停電

- ・計画停電に備え、自家発電装置の点検や燃料の確保、医療機器等の外部バッテリーの確保、ナースコール等が使用できない場合の看護師等による見回りの強化、エレベーターの停止による事故の防止対策など必要な対応を医療機関や社会福祉施設に要請。
- ・在宅高齢者や障がい者、在宅医療を受けている方の人工呼吸器、酸素濃縮装置、痰吸引器など医療機器等については、医療機関、市町村、医療機器メーカー等の連携によりバッテリーや代替機器を準備。
- ・北海道医師会、北海道電力、北海道社会福祉協議会と連絡会議を開催し、さらに具体的な対応策を検討。また、臨床工学技士会及び医療機器団体等から専門的な立場の意見を聴取。
- ・医療機関や社会福祉施設に対し、生活リズムの変化や生活の質の低下に対しても、障がいなどにより理解力が低下している入所者が精神的ストレスを強く感じることがないように、懇切丁寧な対応や医療機関等との十分な連携体制の確保について要請。

【農林水産業部会】

(1) 節電

- ・稼働させる機器の時間帯を分散させ電力使用ピークの抑制。
- ・事務室、工場、倉庫などの照明器具については、従来型蛍光灯や白熱灯を使用している場合、可能な限り、高効率蛍光灯、電球型蛍光ランプやLED照明に交換。

(2) 計画停電

- ・搾乳機器や自動給餌装置、ふん尿搬出装置などの酪農・畜産関係電動機器の停止により、家畜や家禽の疾病や損耗の発生などが懸念されることから、停電開始と終了時間を確認して計画的に作業を実施。
- ・木材乾燥設備の電力停止に伴う人工乾燥材の品質低下が懸念されることから、自家発電設備を保有している場合は整備・点検を実施するほか、計画停電時間以外への稼働時間の変更を検討。
- ・水産関係の冷凍・冷蔵施設においては、庫内の温度や在庫管理をしっかり行い、可能であれば計画停電前に製品を出荷し、庫内の在庫を極力少なくするとともに、計画停電中は、外部からの暖気流入による庫内の温度上昇を抑えるため、扉の開閉を避ける。

【製造業部会】

(1) 節電

- ・エネルギー監視システム、高効率冷凍機・コンプレッサー等の導入。
- ・ロボット溶接を夜間のみの運転とするなど、工作機械等の稼働時間を分散。

(2) 計画停電

- ・所定の温度が保持できていないおそれのある食品は、その後の工程で加熱等を行うものであっても、衛生上支障がないことを確認できないときは当該食品を製造、加工、処理、調理等に使用しない。
- ・計画停電の状況に応じて、工場等の稼働時間の変更を検討。
- ・工場によっては、2、3時間の程度の計画停電だけですむ訳ではなく、一度停電により生産ラインが冷えてしまうと再加熱するまで数時間を要し、結果として丸1日生産ラインがストップするなどの状況が考えられることから、計画停電を実施する際には、事前にその内容について十分周知されることが必要。

【商業・観光部会】

(1) 節電

- ・店内の基本照明や演出照明等の間引き、冷凍・冷蔵ショーケースの一部消灯。
- ・宿泊施設における客室以外の減灯、エレベーター運転台数の削減。

(2) 計画停電

- ・事前に計画停電の日時・時間帯等が判明している場合は看板、ホームページ、チラシ、店内放送等を活用してお客様へ告知。事前に判明しなかった時には、当日、看板や店内放送にて告知。
- ・宿泊業者が北海道電力からの情報をもとに、計画停電実施の事前アナウンスや計画停電となった場合の対応については、ホームページへの掲載や館内での掲示などにより宿泊客等に周知。
- ・計画停電により、電話、パソコン、代金決済、レジ機器など店内において電気を必要とする機器・設備が使えなくなることから、無停電電源装置等の導入が有益であるが、すべての機器等の電源を確保する必要がある。

今冬の電力需給対策について（案）

平成 24 年 11 月 2 日
電力需給に関する検討会合
エネルギー・環境会議

1. 今冬の需給見通し

今冬の需給見通しについて、「電力需給に関する検討会合」及び「エネルギー・環境会議」の下に設置した「需給検証委員会」において、平成24年10月12日から10月30日までの合計4回にわたり、第三者の専門家等による検証を行った。

その結果、今冬の電力需給の見通しは、厳冬となることを想定した上で、いずれの電力管内でも瞬間的な需要変動に対応するために必要とされる予備率3%以上を確保できる見通しであるが、火力発電所等の計画外停止が発生するリスクがあり、予断を許さない状況であることに留意すべきとされた。

特に北海道電力管内については、他社からの電力融通に制約があること、寒冷地であり電力不足が国民生活等に甚大な影響を及ぼす可能性があること等の特殊性を踏まえ、北本連系設備や主力発電設備等の脱落リスク対策に万全を期した上で、それでもなお発電所等のトラブル停止が万一発生した場合のリスクにも対応できるよう、適切な節電目標を設定するとともに、地元自治体や経済界等の協力を得つつ、更なる需給両面の対策を促していくべきであるとされた。

2. 今冬の需給対策の基本的考え方

（1）供給面での対応

- ①需給検証委員会における検証を踏まえ、現時点で确实と見られる供給力を基本とし、今後确实に見込めるようになった供給力については、その時点で上方修正する。
- ②各電力管内において、発電設備の脱落等が発生しても即座にこれに対応できるよう全国レベルでの電力融通等の協力体制の維持・拡大に引き続き取り組む。
- ③火力発電所等の計画外停止のリスクを最小化するため、設備の保守・保全の強化を図る。

（2）需要面での対応

- ①今冬の需給見通しは、需給検証委員会において検証された定着節電分の需要減少を見込んでおり、需要家による節電行動がこの水準で実施されることを想定している。そのため、需要家に対して、節電の确实な実施を要請する。
- ②節電の要請に当たっては、需要家間の公平性確保を踏まえ、今夏と同様に、平成22年度の使用電力需要の実績（節電要請を含まない需要実績）を基準として要請する。
- ③要請に当たっては、被災地や高齢者等の弱者に対して、無理な節電を要請することのないよう、配慮を行う。
- ④需要面での対策に当たっては、地方自治体等の協力を得て、創意工夫によるきめ細かい対応を行うことにより、国民生活や経済活動への影響を最小化することを目指す。

（3）冬季の北海道の特殊性を踏まえた対応

- ①需給検証委員会において、冬季の北海道においては、最大機の脱落や発電所等の過去の計画外停止の状況を考慮したリスクへの対応が必要であると指摘された。また、厳寒となる冬季

の北海道において、計画停電を含む停電が発生することは、北海道民の生命、安全に直結することは勿論、実施する可能性があること自体も、北海道の観光業等の経済活動に悪影響を与え得る。

- ②したがって、過去最大級（過去15年間で最大の電源脱落は137万kW）又はそれを上回る電源脱落が発生する場合にも、計画停電を含む停電を回避するため、多重的な対策を講じ、需給対策に万全を尽くす。

3. 今冬の需給対策

2. の基本的考え方を踏まえ、今冬の需給対策を行う。

(1) 全国（沖縄電力管内を除く）共通の要請

- ①今冬の電力需給の見通しは、厳冬となることを想定した上で、いずれも瞬間的な需要変動に対応するために必要とされる予備率3%以上を確保できる見通しであるが、発電所等の計画外停止が発生するリスクがあり、予断を許さない状況であることを踏まえ、「数値目標を伴わない節電」を要請する。但し、被災地や高齢者等の弱者に対して、無理な節電を要請することがないように、配慮を行う。

※今冬の各電力会社管内における定着節電は、平成22年度比で以下の数値を見込んでいる。これらは2.

(2) ①に関して一つの目安となる。

北海道電力管内 ▲3.3% 東北電力管内 ▲2.2% 東京電力管内 ▲5.0%
中部電力管内 ▲2.8% 関西電力管内 ▲5.6% 北陸電力管内 ▲3.4%
中国電力管内 ▲1.5% 四国電力管内 ▲5.2% 九州電力管内 ▲4.5%

②節電要請期間・時間

平成24年12月3日（月）～平成25年3月29日（金）の平日

（12月31日及び1月2日～4日を除く）

9:00～21:00（北海道電力及び九州電力管内については 8:00～21:00）

(2) 北海道電力管内

冬季の北海道の特殊性を踏まえ、計画停電を含む停電を回避するため、(1)に加え、以下の多重的な対策を行う。

①数値目標付の節電要請

i 数値目標（平成22年度比▲7%以上の節電）

大口需要家、小口需要家、家庭のそれぞれに対し、平成22年度比▲7%以上の使用最大電力(kW)等の抑制を要請する。

ii 節電要請期間・時間帯

平成24年12月10日（月）～平成25年3月8日（金）の平日

（12月31日及び1月2日～4日を除く）

12月10日（月）～12月28日（金） 16:00～21:00

1月7日（月）～3月1日（金） 8:00～21:00

3月4日（月）～3月8日（金） 16:00～21:00

※冬季の北海道は、夜間も電力需要が高い水準であるため、上記時間帯以外も可能な範囲での節電を要請する。

iii 基準電力

平成2年度（iiの節電期間）における使用最大電力の値(kW)等を基準の目安とする。

iv 留意事項

ア) 病院や鉄道等のライフライン機能や国の安全保障上極めて重要な施設の機能の維持に支障が出る場合については、機能維持への支障が生じない範囲で自主的な目標を設定し、節電を行うよう要請する。

イ) 電源脱落がない平時においては、予備率3%以上を確保できる見通しであることを踏まえ、生産活動等（農業、観光等を含む。）について、実質的な影響が生じない範囲で自主的な目標を設定し、節電を行う。

但し、需給ひっ迫時（予備率が3%を下回る見通しとなった時）においては、数値目標（平成22年度比▲7%以上）通りの節電を要請する。

ウ) 被災地や高齢者等の弱者に対して、無理な節電を要請することのないよう、配慮を行う。

エ) 管内における複数の事業所が共同して節電目標を設定し、取り組むことも可能とする。

②計画停電回避緊急調整プログラム

計画停電を含む停電を回避するため、「①数値目標付の節電要請」に加え、北海道電力は「計画停電回避緊急調整プログラム」を準備し、大規模な電源脱落等による需給ひっ迫時にこれを発動する。

計画停電回避緊急調整プログラムの目標値は、過去最大級の電源脱落（137万kW）が発生する場合でも、「①数値目標付の節電要請」と相まって、予備率3%以上を確保できるよう設定する。国、北海道庁及び北海道電力は、北海道電力管内の需要家に対し、計画停電回避緊急調整プログラムの締結を要請する。北海道電力は、計画停電回避緊急調整プログラムの契約状況を公表する。

i 期間

平成24年12月10日（月）～平成25年3月22日（金）（全日）

ii 対象

北海道内の全ての大口需要家（契約電力が500kW以上）に要請する。

iii 目標値

実効ベースで33万kW以上の需要削減量を確保する。

③さらなる需給ひっ迫時に備えた対策（緊急時ネガワット入札等）

過去最大級を上回る電源脱落の発生に備え、①及び②に加え、北海道電力は、②では対応できない大規模な電源脱落時の電力需要の削減のため、緊急時ネガワット入札等の仕組みを整備する。

①～③の多重的な対策を講ずることにより、過去最大級又はそれを上回る電源脱落に対して備え、計画停電を含む停電を回避する。

(3) 情報提供等

①政府は、事業者及び家庭向けに具体的な節電メニューを提示する。その際、今冬の北海道は、夜間も電力需要が高い水準であるという特性を踏まえ、ピークシフトを伴わないピークカットによる節電を要請するものであることを明確にする。

②電力会社は、電力需給状況や予想電力需要についての情報発信を自ら行うとともに、民間事業者等（携帯事業者やインターネット事業者等）への情報提供を積極的に行う。

③電力需給のひっ迫が予想される場合には、需給調整契約の最大限の活用による大口需要家等への需要抑制を行うとともに、政府から「需給ひっ迫警報」を発出し、一層の節電を要請する。